

はじめに

公民館は、社会教育法に基づいて設置され、狭山市立公民館条例などで管理運営が定められている生涯学習社会の実現のための拠点となる施設です。

広く地域住民の皆さまに向け、実際生活に即する教育、学術や文化に関する各種の事業を行い、教養の向上や健康の増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として運営しています。

これを実現するために、狭山市内の公民館では狭山市公民館基本方針と重点目標を定め、「学びの場」「創造の場」「集いの場」として、皆さまに活動の場を提供するとともに、様々な講座やイベントなどの事業を実施しています。

特に、近年、人口減少と少子高齢化の急速な進行や社会格差の拡大、さらには地域社会での人のつながりの希薄化など、社会環境が大きく変化している状況です。

このような状況を踏まえ、社会の急激な変化に対応するため、人間性豊かな生活を営むための「現代的課題」や、住みよい地域社会をつくるための「地域課題」をテーマとした講座に積極的に取り組んでいます。

また、自主的な学習活動を支援し、人と人との交流やふれあいを深め「仲間づくり」を進めるとともに、学びにより培われた知識や技能を「地域づくり」や「まちづくり」に活かせるよう、生涯学習の成果を地域に還元することを推進しています。

本書は、公民館の運営方針や事業内容、年度計画などを一冊にまとめ、公民館の事業運営について理解を深めていただき、より多くの方々に利用していただくことを目的に発行しています。巻末には附録として、入曽地域交流センターの事業も掲載していますので、併せて、ご覧いただけたら幸いです。

多くの人々との交流や様々な経験、体験を通して、一人一人の生活が楽しく、充実したものになれば、地域も楽しく・魅力的になり、さらには、狭山市も楽しく・魅力的になるのではないのでしょうか。

そのために、多くの人々の交流を生み出し、楽しく学びを深める機会を創出し、これからも地域に親しまれ、愛される施設であるために、日々研鑽を重ねてまいります。

令和7年5月

狭山市公民館連絡協議会